

第2回議会報告会（総務委員会） 報告書

みなさん、こんにちは。

総務委員会委員の〇〇〇〇です。

総務委員会を代表いたしまして、私から御報告させていただきます。

昨年、第4回から本年第3回定例会で審議された議案の主なものとしましては、

- ・ 館山市行政不服審査法施行条例の制定について
- ・ 館山市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどがあります。

このたびの議会報告会では、総務委員会からは「館山市基本構想を定めることについて」ほか2件について報告させていただきます。

「館山市基本構想を定めることについて」ですが、館山市では現在、10年間の計画を作ってまちづくりを行っています。第4次館山市総合計画というもので、防災・教育・福祉・建設・経済など市で行う全ての政策について規定しており、館山市行政にとって最上位の計画になっております。全ての

具体的な事業は、この計画に沿って行われますので、とても重要な計画です。

基本構想は、この計画の核になるもので、館山市におけるまちづくりの理念を示したものです。基本構想は行政のみで決定することも可能でしたが、館山市議会としては、基本構想は長期的な館山市の方向性を決める極めて重要な案件であることから、一昨年制定した館山市議会基本条例において、議会で議決を行う案件に追加して、議会において最終決定をすることにいたしました。

基本構想における将来都市像は「笑顔あふれる自然豊かな“あったかふるさと”館山」、重視する4つの視点は「“ひと”をはぐくむ」「“しごと”を創る」「“まち”を築く」「“くらし”を支える」こととし、昨年12月に議会におきまして、全会一致で可決・成立させました。このことにより、総合計画は今年度から開始されています。

時間の都合上、詳細について説明することはできませんが、総合計画は冊子になっており、市のホームページで全て公表されており、また市内の公共施設等で閲覧することもできます。

次に、請願・陳情の手引きについてですが、請願は、憲法第16条で認められた国民の権利の一つで、国又は地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るものであり、陳情は、憲法に保障された権利ではなく、

一般的な手続や形式が法律に定められているわけではありませんが、国又は地方公共団体の機関に対し、実情を述べて適当な措置を要望することをいいます。

請願は内容に賛同する紹介議員が1名以上必要であり、陳情は紹介議員がいなくてもできます。また、請願は本会議で議決され採択されると議会意思の決定となります。しかし、陳情は委員会での審査のみであり、了承されても委員会での決定にとどまり、議会意思の決定とはならないという違いもあります。

これまでは請願・陳情は、提出の方法をまとめたマニュアルもなく、見本となる記載例も公表されていなくて、市民にとって使い勝手がよいものとは言えませんでした。また、議会としても、取り扱いで判断に迷うケースがあり、統一したルールを定めておく必要もありました。

このことから、館山市議会では「請願・陳情の手引き」の作成を進め、今年4月28日に完成し、既に館山市議会ホームページで公表されております。

市民の皆様には、議会への要望がございましたら、ぜひ請願・陳情を有効に使っていただければと思います。なお、陳情は市民に限られますが、請願権は憲法で保障する基本的人権のひとつですので、市民以外の方も行うことができます。

次に、館山市議会議員政治倫理条例案についてですが、政治倫理条例とは、文字どおり政治に関する倫理を定め、不正を防止する条例です。館山市議会では一昨年の12月に館山市議会基本条例を制定し、その中に政治倫理についての条文も設けましたが、総論のみであり、さらに詳しく各論を定めていく必要があることから、議会改革特別委員会を設置して、政治倫理条例の策定を進めてきました。なお、政治倫理条例では市長・副市長・教育長など執行部についても規定することもできますが、館山市議会としては、まず自らを律することを優先し、議員のみを対象とする議会議員政治倫理条例といたしました。

これまで、おおむね2年をかけて十分な審議を行って作成した素案を9月1日に公表し、市民からの意見をお聴きするためにパブリックコメントの募集を9月末日まで1か月間行いました。現在、市民からの意見も踏まえ、最終案の作成を行っている最中であり、最終案ができれば12月議会での可決成立を目指します。

内容としては、議員が市職員へ不当な働きかけをしてはならない、特定の者に不当な利益を図ってはならないことなど具体的な禁止事項をまとめました。また、それに違反したおそれのある場合は、有権者の500分の1以上

の署名が必要であるといった条件がございますが、政治倫理審査会を設置し、真相究明と改善措置を行うこととしました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。